

令和4年2月3日

市立学校の保護者の皆様へ

和泉市教育委員会  
教育長 小川 秀幸

「和泉市 新型コロナウイルス対策に関する市立学校の臨時休業の基準」の  
改定（Ver. 5.1）について

平素は本市立学校における教育活動の充実に向け、ご理解ご協力をいただき  
ありがとうございます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染拡大が依然続く中、本市においても  
予断を許さない状況であります。臨時休業の基準について、令和4年1月27  
日に、Ver. 5に改訂しましたが、り患者や濃厚接触者の療養期間について変更  
があり、改訂（Ver. 5.1）しましたのでお知らせします。

今後の本市立学校の対応についてはこれまで以上に感染防止対策を徹底して  
まいりますので、ご家庭におきましてもご理解ご協力をお願いいたします。

#### 記

##### 【り患者の療養期間について】

- ・発症者  
発症日から10日以上経過、かつ症状軽快から72時間以上経過するまで
- ・無症状者  
検体採取日から7日以上経過するまで

##### 【濃厚接触者の療養期間について】

- ・感染者と最後に濃厚接触した日から原則7日間

※なお、療養期間については、欠席ではなく、出席停止扱いとします。

市ホームページにも掲載しています。

※裏面の大阪府作成のフローチャートも参照してください。

## 新型コロナウイルス感染症と診断された後の流れ ～保健所からの連絡や療養についてフローチャート～

年齢	39歳以下	40歳以上																																																				
保健所の連絡	保健所からの連絡はありません。	保健所から連絡します。 ※連絡までに時間を要することがあります。																																																				
療養決定	下記の重症化リスク要因がなければ自宅療養です。	保健所が電話で状況を伺い療養決定します。																																																				
基礎疾患の有無	<p>悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、慢性腎臓病、高血圧、糖尿病、脂質異常症、喫煙歴、肥満(BMI30以上)、臓器移植後の免疫不全、妊娠後期などの重症化リスクの有無</p> <p>重症化リスクなし      いずれかの重症化リスクあり      その他重症化の不安因子がある      重症化リスクの有無にかかわらず保健所から連絡</p> <p>保健所から連絡</p> <p>保健所から連絡がない場合の対応 ①保健所へ連絡 ②保健所に繋がらない場合は、自宅待機 SOS(電話0570-055221)に連絡</p> <p>SMSにより必要な情報を案内</p>																																																					
療養	<p>療養方法を決定(保健所)</p> <p>自宅療養      入院      宿泊療養</p> <p>○自宅療養に必要な情報を「自宅療養者支援サイト」で確認 ○宿泊療養を希望する場合や体調が悪化して受診したい場合は自宅待機SOSへ連絡</p>																																																					
療養期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>0日</th> <th>1日</th> <th>2日</th> <th>3日</th> <th>4日</th> <th>5日</th> <th>6日</th> <th>7日</th> <th>8日</th> <th>9日</th> <th>10日</th> <th>11日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例</td> <td>2/1</td> <td>2/2</td> <td>2/3</td> <td>2/4</td> <td>2/5</td> <td>2/6</td> <td>2/7</td> <td>2/8</td> <td>2/9</td> <td>2/10</td> <td>2/11</td> <td>2/12</td> </tr> <tr> <td>【有症状】発症日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>症状軽快</td> <td>...</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>療養解除</td> </tr> <tr> <td>【無症状】検体採取日</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>療養解除</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>有症状者は発症日から10日間、無症状者は検体採取日から7日間は自宅待機してください。 ※1 療養期間中に症状がある場合は自宅待機期間が変わりますので保健所へご連絡ください。</p>			0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	例	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12	【有症状】発症日					症状軽快	...						療養解除	【無症状】検体採取日										療養解除		
	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日																																										
例	2/1	2/2	2/3	2/4	2/5	2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12																																										
【有症状】発症日					症状軽快	...						療養解除																																										
【無症状】検体採取日										療養解除																																												

## 濃厚接触の可能性のある方への対応

### 【濃厚接触の判断】

陽性者の感染可能期間中(※2)に、①または②の接触があった者

①車内等で長時間(1時間以上)の接触

②手で触れる距離(目安として1m)でマスクなしで15分以上の接触(工作中、休憩時間等も含む)

※2 陽性者が有症状の場合は発症日の2日前から、無症状の場合は陽性となった検体採取日の2日前から療養解除されるまでの期間

### 【あなたと濃厚接触した可能性のある方に、次の3つをお伝えください。】

①自宅待機・外出自粛  
陽性者との最終接触日から7日間

②健康観察  
陽性者との最終接触日から10日間  
(1日2回の体温測定が目安)

③検査  
無症状:検査せず、自宅待機  
有症状:速やかに医療機関を受診

○大阪府ホームページ『陽性者と濃厚接触の可能性のある場合の対応について』

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/youseinoukoujigyou.html>



(QRコード)